

議 第 28 号
令和4年4月28日提出

熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

熊本市いじめ防止等対策委員会委員を次のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属・役職名等	委嘱期間
警察関係者	佐藤 公紀	熊本県警察本部 生活安全企画課 少年保護対策室長	委嘱の日 ～令和4年6月30日 (前任者の残任期間)

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び第3条並びに熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱(平成26年3月28日制定)第3条第2項の規定により、熊本市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

【新旧対照表】

<新> 熊本市いじめ防止等対策委員会委員名簿（案）

区分	氏名	所属・役職名等	委嘱期間
弁護士	福西 武夫	森都総合法律事務所 (熊本県弁護士会推薦)	R2. 7/1～ R4. 6. 30
学識経験者	吉田 道雄	前熊本大学教育学部教授	R2. 7/1～ R4. 6. 30
臨床心理士	高木 ひろみ	特定医療法人佐藤会 弓削病院臨床心理科科长	R3. 2/25～ R4. 6. 30
医師	田仲 美緒	精神保健指定医 医療法人横田会 向陽台病院診療部長	R2. 7/1～ R4. 6. 30
警察関係者	佐藤 公紀	熊本県警察本部 生活安全企画課少年保護対策室長	委嘱の日 ～ R4. 6. 30



<旧> 熊本市いじめ防止等対策委員会委員名簿

区分	氏名	所属・役職名等	委嘱期間
弁護士	福西 武夫	森都総合法律事務所 (熊本県弁護士会推薦)	R2. 7/1～ R4. 6. 30
学識経験者	吉田 道雄	前熊本大学教育学部教授	R2. 7/1～ R4. 6. 30
臨床心理士	高木 ひろみ	特定医療法人佐藤会 弓削病院臨床心理科科长	R3. 2/25～ R4. 6. 30
医師	田仲 美緒	精神保健指定医 医療法人横田会 向陽台病院診療部長	R2. 7/1～ R4. 6. 30
警察関係者	三宅 晶子	熊本県警察本部 生活安全企画課少年保護対策室長	R3. 5/27～ R4. 6. 30

○ 熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）

（設置）

第 2 条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表 5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
5	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第 28 条第 1 項に基づく調査を行う。

○ 熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成 26 年 3 月 28 日制定）

（組織）

第 3 条 委員会は、5 人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。